

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 2 年 第 5 回 臨 時 会 会 議 録						
1 日 時	令和2年9月2日（水） 午前8時30分から9時11分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-B					
3 教育長の氏名	清水 隆					
4 出席した委員の氏名	一	教 育 長 代 替 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員 久保田篤正	五	委 員 加藤 潤一		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉見文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 北本市教育委員会第5回臨時会を開会する。					
2 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の安田委員にお願いする。					
3 非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、議案が1件である。なお、本日の教委議案第48号については議会に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。					
4 非公開審議	清水教育長： 非公開審議に入る。					
(1) 教委議案第48号「令和2年第3回北本市議会定例会の一般質問について」	清水教育長： それでは、教委議案第48号「令和2年第3回北本市議会定例会の一般質問について」、大竹教育部長より、説明をお願いする。 大竹教育部長： （教委議案第48号の説明） 清水教育長： 教委議案第48号について、質疑はあるか。 大保木委員： 湯沢議員件名2要旨（1）「小・中学校の少人数学級について」であるが、質問の主旨は何か。 坂口学校教育課長： 新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係でこういった対					

策を行っているのが質問の主たる内容のようである。

大保木委員： 同じく湯沢議員の要旨（４）については主に、こういった趣旨の質疑となるのか。

坂口学校教育課長： 同議員も採択を傍聴されていたようであり、そのうえでの質問であろうと思われる。我々としては瑕疵なく採択しており、そのあたりを答弁させていただく。

大保木委員： その際には、４市町で採択委員会を開催していることについて、触れるとよいと思われる。

安田委員： 金森議員の件名２「公共施設の消毒による子どもたちの健康への影響について」に関して、消毒はアルコールと次亜塩素酸ナトリウムを使用しているとのことであるが、子どもたちへのアレルギーの心配はあるのではないか。

坂口学校教育課長： 消毒作業は、子どもたちの下校後となる。また消毒作業後に水拭きをしており、直接触れることのないようにしている。

安田委員： 校内で子どもたちは手指の消毒は行っているのか。

坂口学校教育課長： 原則、文科省の見解では手洗いを推奨することとなっている。必要に応じ、手指消毒も行うが、手荒れやアレルギーの心配も考えられるため、配慮して行っている。

安田委員： 日高委員の件名４「医療的ケア児に対する本市での取組について」は、教育委員会での答弁予定か。

大竹教育部長： 関連して質問を受ける可能性はあるが、現時点では福祉部での答弁予定である。

大保木委員： 金森議員の件名３の要旨（１）「オーディオブックの配信への取組について」とあるが、オーディオブックとは何か。

柳井生涯学習課長： 議員によれば、県外他市の市立図書館において、本を朗読し音声データにしたものを配信し、パソコンやスマートフォンで聞くことができるサービスを開始したとのことで、本市においても導入してはいかがかという主旨の質問である。

大保木委員： 視覚障がいがある方向けの取組は本市でも行っていると思うが、それとは別なのか。

	柳井生涯学習課長： 利用者が出先においても、イヤホン等を使用し携帯プレーヤー等で聞けるようにといった取組である。 金井委員： 金森議員の件名1要旨(2)「小・中学校での今後の対応について」であるが、イヤホン等のメーカー側でも使用上の注意喚起等の記述が製品にあると思われるので、メーカー側の責任がどこまでかについての確認は行った方がよいと思われる。 大保木委員： 学校ではイヤホン等の持込は禁止しているのか。 坂口学校教育課長： そもそも、学校へのオーディオ製品等の持込は許可していない。また、イヤホン等を使用した授業の機会は、ほぼないものである。 加藤委員： 現在の子どもたちは、プライベートにおいても使用機会や使用頻度は相当高くなっていると思われる。学校からも注意喚起をしていただければと考える。 大竹教育部長： おそらく、使用がほぼ家庭に限定されると思われる。家庭での子どもたちの様子は、保護者の方に見ていただくことになるので、PTAに働きかけて協議していただくのも必要かと思われる。 大保木委員： 諏訪議員の件名2要旨(3)の新規職員についての質問の主旨は何か。 吉見文化財保護課長： 本年10月1日に、文化財専門職員の採用の予定があり、その関係と思われる。 加藤議員： 保角議員の件名1要旨(2)の相談窓口について。SNSを相談窓口として利用しているのか。 坂口学校教育課長： 埼玉県などにおいては、SNSを利用した窓口が開設されている。 加藤議員： 保角議員の件名3要旨(2)のシャッターの質疑に関連して、学校等では危険箇所が視覚的に明示されているので、公民館でも取り入れてもよいのではないかと。 次に、桜井議員件名2要旨(2)及び(3)の質疑に関して、文部科学省の共生社会の考え方と、社会福祉上の共生社会考え方は異なっている。両者の考え方を整理し、検討していただければと思う。 渡邊議員の件名1「通学路の安全対策」に関連して、安全対
--	---

	策の要望があれば早急な対応をお願いしたい。 久保田委員： 保角議員の防火シャッターに関して。学校訪問で見た際に、既に危険個所にその旨の掲示があり、業者による保守も行われているとのことなので、既に安全対策は講じられているとの認識でよいのではないかと。次に、今関議員の件名2要旨(3)の「ウ 中学校の制服について」について、例としては、女子生徒のズボンの着用を認めるといった内容なのか。 坂口学校教育課長： 県内他市においては、女子生徒のズボンの着用を認めるところもあり、そのあたりを認めてほしいといった内容である。 久保田委員： 本市でも認める可能性はあるのか。 坂口学校教育課長： 今すぐにはではないが、社会情勢を考慮したうえで、今後、必要があれば検討しなければならないと考える。 安田委員： ズボンの着用を例として、他市においては、性差の観点から着用を認めているのか。それとも、防寒などの機能的側面から認めているのか。また、該当する人数はどれほどか。 坂口学校教育課長： 両方の側面があると聞いている。また、人数は多くはないと聞いている。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第48号については、可決する。
5 閉会の宣言	清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会第5回臨時会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和2年 9 月 23 日 教 育 長 清水 隆 署名委員 安田 美詠子 書 記 栗原 弘行